

当社「安全管理規定」に基づく公表事項（行政処分）

平成 27 年 12 月 3 日及び 12 月 25 日に、一般旅客自動車輸送事業について監査を受け、28 年 9 月 28 日付けで下記の行政処分を受けました。

1、対象事業所 富津営業所

2、監査の端緒

- (1) 27 年 10 月 5 日の重大事故（死亡事故）
- (2) 27 年の運行中断

3、処分内容（下記 6 項目の指摘事項に対して）

- 指摘事項① 使用停止処分日車数 10 日車
（平成 28 年 9 月 28 日から 10 月 7 日）
- 指摘事項②～⑥ 警告

4、指摘事項

- ① 運行計画に定めるところに従わずに、業務を行っていたこと。
- ② 運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を超えて乗務していた者があったこと。
- ③ 運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。
- ④ 点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。
- ⑤ 乗務記録について、休息又は仮眠の地点及び日時の記録が不適切であったこと。
- ⑥ 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。

5、行政処分に基づき講じた措置

①について

運転者研修の中で、道路運送法 16 条に関する事項を説明し、二度と起こら

ないよう教育を実施している。又、デジタルタコグラフによる運行ルートチェックを定期的に実施している。

②について

要員を補充し、所定の拘束時間超えを無くした。

③について

健康診断受診状況を運転者個人毎にデータ管理し、受診漏れの無いようスケジュール管理をして改善した。

④について

点呼の実施結果の記録にて、二作業時の開始、終業点呼時間や車両番号や点呼執行者を適切に記載するよう改善した。

又、点呼記録簿を二名体制でチェックするように改善した。

⑤について

現行の乗務日報に休憩地点及び休憩時間を記載する枠を設け地点及び時間を記入させ改善した。

⑥について

一般的な指導及び監督の実施マニュアル（指導 10 項目）を網羅した教育資料を基に、平成 28 年 3 月より全運転者を対象とした集合研修を少人数制にて 1 日（9：00～16：00）かけて実施している。

研修終了後にはディスカッション及び研修の理解度を示した教育記録を義務づけ記録を管理している。

研修頻度は全運転者の研修が終了した時点（10 月～11 か月）で新たなサイクルとして集合研修を開始する（エンドレス）。

又、一般的な指導及び監督の実施マニュアル（指導 10 項目）に基づき 1 月に一項目ずつ（年 12 回）の注意喚起等記した資料を配付し、運行管理者による指導を点呼時教育として実施している。

以上